

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇規則

鳥取県立公共職業補導所規程の一部改正
河川及び国有土地水面の使用料占用料産物採取料徴収規則の一部改正

◇告示

展示林の設置
草地改良事業補助要綱
保健所及び衛生研究所使用料及び手数料の額の改正
肥料の登録失効
土地の公用廃止
土地改良区役員の変更及び就任
町村の廃置分合（那家町）
所屬未定地の編入
町村の廃置分合（中山町）
中山町の属すべき郡の区域

◇教委告示

臨時教育委員会の招集

規則

鳥取県立公共職業補導所規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十二年三月二十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第十三号

鳥取県立公共職業補導所規程の一部を改正する規則

鳥取県立公共職業補導所規程（昭和二十七年八月鳥取県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表 鳥取県立公共職業補導所一覽表を次のように改める。

別表

鳥取県立公共職業補導所一覽表

補導所の名称	設置場所	補導種目	補導期間	補導定員
鳥取県立鳥取公共職業補導所	鳥取市	機械	一箇年	四五
		自動車整備	同	四〇(前期二〇) 後期二〇)
		木工	同	三〇
		男子服	同	四〇(前期二〇) 後期二〇)
鳥取県立米子公共職業補導所	米子市	建築	一箇年	三〇
		木工	同	三〇
		洋裁	同	三〇
		自動車整備	同	三〇
		経理事務	同	三〇
		自動車整備(夜間)	同	三〇
		経理事務(夜間)	同	三〇
鳥取県立倉吉公共職業補導所	倉吉市	木工	一箇年	三〇
		建築	同	三〇
		経理事務(夜間)	同	三〇
計	三箇所	一四種目		四五五

附則
この規則は、昭和三十二年四月二日から施行する。

河川及び国有土地水面の使用料、占用料、産物採取料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十二年三月二十九日
鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第十四号

河川及び国有土地水面の使用料、占用料、産物採取料徴収規則の一部を改正する規則
河川及び国有土地水面の使用料、占用料、産物採取料徴収規則の一部を次のように改正する。

第一条中「河川及び」の下に「県が管理に要する経費を負担する」を加える。

附則
この規則は、昭和三十二年四月一日から施行する。

告示

鳥取県告示第百三十五号
鳥取県展示林設置規程(昭和二十七年三月鳥取県告示第百六十六号)第三条に基き次のように展示林を設置した。

昭和三十二年三月二十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

展示林番号	名称	位 置	所有者	面 積	樹種	期 間
30	間伐展示林	八頭郡智頭町大字奥本字長谷八八二	安住 俣次	五、〇〇〇反	スギ	昭和三十二年三月二十九日 より三十五年三月三十一日まで
31	"	気高郡青谷町大字田原谷字谷奥四八	井戸辺文治	二、一二二	スギ	"
32	林 特用樹展示	八頭郡用瀬町大字古用瀬字門崎平六 四三ノ四	山本 岩藏	一、六〇〇	クリ	"

33	間伐展示林	東伯郡三朝町大字小河内字定吉釜二七ノ三三	遠藤 林藏	三、〇〇〇	ヒノキ
34	展示薪炭林	倉吉市大立字清水一、二六九ノ二	宮本 克己	五、〇〇〇	カン
35	間伐展示林	日野郡根雨町大字金持字野谷八三二ノ七	中田 忠治	三、〇〇〇	スギ
36	展示薪炭林	石見村大字神戸上字カゴノ谷 馬背三、三三六番一	佐々木武一	三、〇〇〇	ザツ
37	"	高宮村大字下阿毘縁字下針谷 陰地山一、七五八ノ一	木下 太郎	四、〇〇〇	"
	"	"	外三名	"	"

鳥取県告示第百三十六号

草地改良事業補助要綱を次のように定める。

昭和三十三年三月二十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

草地改良事業補助要綱

第一条 知事は、集約酪農地域内における自給飼料を増産確保するために草地を改良し展示施設を設置する。市町村又はその他の団体等（以下「事業主体」という）に対し、この要綱の定めるところにより予算の範囲内

において補助金を交付する。

第二条 前条による展示施設を設置に要する経費は次のとおりとしその補助率は、当該経費の三分の一以内とする。

- 一 障害物除去及び起土及び整地に要する経費
- 二 土じよう改良資材費（炭カル、及びリン酸肥料）
- 三 牧草種子購入費

第三条 事業主体が補助金の交付を受けようとするときは申請書（別記様式第一号）に事業計画書（別記様式

第二号）及び収支予算書（別記様式第三号）を添えて知事に提出しなければならない。

第四条 事業主体が前条に掲げる書類の記載事項に重要な変更を加えようとするときは、あらかじめ知事に届け出なければならない。

2 知事は前項の届け出があつた場合において必要と認めるときは届け出事項について変更を指示することができる。

第五条 この要綱により補助金の交付を受けた事業主体は、事業成績書（別記様式第二号）及び収支決算書（別記様式第三号）を翌年四月五日までに知事に提出しなければならない。

第六条 知事は補助金の交付を受けた事業主体が次の各号の一に該当する場合には補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 一 この要綱に違反したとき
- 二 事業施行方法が不相当と認められたとき
- 三 支出額が予算額に比し減少したとき

附 則

この要綱は、昭和三十一年度の補助金から適用する。

別記様式第一号

年	月	日
住 所	氏 名	
事業主体	氏 名	
鳥取県知事	氏 名	殿

草地改良事業補助申請書

草地改良事業補助要綱により補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。

鳥取県告示第百三十七号

昭和三十一年三月鳥取県告示第百三十二号（鳥取県保健所及び衛生研究所使用材料及び手数料の額について）の一部を次のように改正し、昭和三十二年四月一日から適用する。

昭和三十三年三月二十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

二、2、(4)中(B、C、G接種十九円同右)を「B、C、G接種二十二円同右」に、「淋菌顕微鏡的検査十

九円同右)を「淋菌顕微鏡的検査二十九円同右」に、「同右(集卵)二十円同右)を「同右(集卵又はふ化)二十円同右」に改める。

鳥取県告示第百三十八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定にもとずき次の肥料の登録は失効した。

昭和三十三年三月二十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号	肥料の名称	保証成分量（パーセント）		住 所	氏 名
		窒素全量	磷酸全量		
鳥取県第一八三号	五、三菜種油かす	五・三	二・三	西伯郡大山村大字坊領二七三	馬田 達夫
第一八六号	五、〇亜麻仁油かす粉末	五・〇	二・〇	境港市栄町五	永瀬石油株式会社 社長 永瀬義春
第一八七号	三、三やし油かす粉末	三・三	一・〇	〃	〃
第二〇一号	六、一草木性植物油かす粉末	六・一	二・〇	〃	〃
第二〇三号	五、〇菜種油かす	五・〇	二・〇	八頭郡船岡町船岡一、一〇九	吹上ゆき子

鳥取県告示第百三十九号

次の土地は、その用途を廢止する。

昭和三十三年三月二十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

八頭郡船岡町大字坂田二二四番地先水路敷 九坪六合
(関係図面は土木部管理課に保管)

鳥取県告示第百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が

退任および就任した旨届出があつた。

昭和三十三年三月二十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

大灘土地改良区

退任した役員の氏名および住所

職 名	氏 名	住 所
理事	安 藤 庸 喜	倉吉市穴沢
〃	瀬 尾 健 蔵	〃
〃	石 川 国 平	〃 尾原
〃	山 根 永 久	〃 北面
〃	石 田 才 一	〃 別所

永瀬石油株式会社
社長 永瀬義春

因幡製油有限公司
取締役 入川昌彦

福 田 初	〃
伊 堀 巖 藏	〃
有 山 勇 吉	東伯郡大栄町大字穂波
松 本 定 市	〃

就任した役員の名および住所

高江土地改良区

理事 田 中市	気高郡気高町大字高江
〃 山 本 善 吉	〃
〃 山 本 善 夫	〃
〃 加 山 登	郡家
〃 久 野 繁 美	〃
〃 田 中 繁 治	〃
〃 谷 口 栄 治	会下
〃 谷 尾 柳 吉	〃
〃 谷 尾 正 人	〃
〃 田 中 鞆 太 郎	郡家

大灘土地改良区

理事 安 藤 庸 喜	倉吉市穴沢
------------	-------

瀬 尾 健 藏	〃
石 川 国 平	尾原
山 根 永 久	北面
石 田 才 一	別所
福 田 初	〃
松 井 高 美	〃
有 山 勇 吉	東伯郡大栄町大字穂波
松 本 定 市	〃

鳥取県告示第四百十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、昭和三十三年三月三十一日から、八頭郡郡家町、上私都村及び中私都村を廃し、その区域をもつて郡家町を置く。

なお、郡家町の人口は、一一、三九四人である。

昭和三十三年三月二十九日
鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第四百四十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、昭和三十三年四月一日から、次の公有水面埋立地を境港市に編入する。

昭和三十三年三月二十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 境港市渡町字新海一二五、一二六、一二八および一三〇の地先一、四五一坪九合七勺
- 二 境港市渡町字西柳川一一四ノ三、一一四ノ四、一一四ノ五、一一五ノ一、一一九ノ二、一一九ノ二、一一九ノ三、一一〇ノ一、一一〇ノ二、一一〇ノ三、一一〇ノ一、一一二ノ二、一一二ノ二、一一二ノ二、一一三ノ一、一一三ノ二、一一四ノ一、一一四ノ二および一二四ノ三の地先七、一二四坪三勺

鳥取県告示第四百四十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、昭和三十三年三月三十一日から、東

伯郡中山村及び西伯郡逢坂村を廃し、その区域をもつてなかやま 中 山 町を置く。

なお、中山町の人口は、七、七九二人である。

昭和三十三年三月二十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第四百四十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十九條第三條の規定により、東伯郡中山村及び西伯郡逢坂村の区域をもつて、あらたに設置される中山町の属すべき郡の区域は、西伯郡とする。

昭和三十三年三月二十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十一号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

